

平成29年5月16日

民生常任委員会会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 平成29年5月16日  
開会 11時22分 閉会 11時30分
- 2 場 所 役場3階会議室
- 3 出席委員 委員長 岡本眞利子  
副委員長 田口廣之  
委員 板垣良輔 高橋健雄 小田新紀 小島智恵 藤原孟  
議長 芳滝仁
- 4 傍聴者 荒貴賀 内山美穂子 野原恵子 中橋友子 谷口和弥
- 5 説明員 町長 飯田晴義 副町長 川瀬俊彦  
住民福祉部長 合田利信 住民生活課長 山本充  
国保医療係長 佐藤勝博
- 6 事務局 事務局長 細澤正典 係長 遠藤寛士
- 7 審査事件 1 付託議案の審査について  
議案第30号 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
2 その他

民生常任委員会委員長 岡本眞利子

## ◇審査内容

(開会 11:22)

○委員長(岡本眞利子) ただいまより、民生常任委員会を開催いたします。

それでは、これより議題の1、付託をされました議案の審査を行います。

議案第30号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての審査であります。

審査の進め方ですが、議案の説明をいただき、質疑の後、説明員に退席していただき、討論、採決を行いたいと思います。審査に入る前に各委員にお諮りいたします。担当部局より追加の説明資料を準備しているとのことでありますので、配布したいと思います。よろしいでしょうか。

(よいの声あり)

(資料配布)

これより議事に入ります。

それでは、本委員会に付託をされました議案第30号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長(合田利信) 議案第30号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明いたします。

このたびの改正内容につきましては、先ほど、副町長から改正条文の説明がありましたので、私からは、別添の資料、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要に基づいて説明させていただきますので、ご覧いただきたいと思います。この資料につきましては、改正条例の概要について記載したものであり、表の左側の欄から順に右に向かって改正項目、関係条項、改正の内容、適用年月日、摘要に関して記載しております。特に、関係条項の中の法とは地方税法のこと、法施行令とは地方税法施行令のこと、及び条例とは幕別町国民健康保険税条例のことであり、改正の根拠法令となります。

改正項目の国民健康保険税の軽減判定所得基準についてであります。改正の内容をごらん願います。国民健康保険税における均等割額及び平等割額を軽減する所得判定基準の見直しであります。軽減措置のうち、7割軽減については変更ありません。5割軽減については、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を、現行の26万5千円から27万円に引き上げようとするものであります。2割軽減については、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を現行の48万円から49万円に引き上げようとするものであります。いずれも、軽減対象となる所得額が高くなることで、軽減対象者が増加、拡大することにつながる見直しを図るものであります。これら軽減判定所得の算定基準の改正に伴う影響額といたしましては、平成29年3月末現在の被保険者の状況を基に試算したところ、軽減額が約72万7千円の増となる見込みであります。

なお、軽減措置に伴う国保税の減収分に対しましては、一般会計から保険基盤安定繰入金として補てんされ、その財源については、道が4分の3、町が4分の1の負担割合となっております。

改正内容については、以上のとおりであります。本年4月26日に開催されました幕別

町国民健康保険運営協議会におきまして、この改正案の諮問に対し、可とする旨の答申をいただいております。

以上で、資料の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（岡本眞利子） 説明が終わりましたので、これより議案第 30 号に対する質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

板垣委員。

○委員（板垣良輔） 5割軽減、2割軽減の対象が広がるということで、良いことだというふうに思っております。軽減所得、26万5千円が27万円になった、あるいは48万円が49万円になったということで、幕別町、本町においてその対象者数がどれほど増加したのか参考程度に教えていただきたい。

○委員長（岡本眞利子） 住民生活課長。

○住民生活課長（山本充） ただいまの質問にお答えいたします。今回の軽減判定所得の基準の見直しに伴いまして、まず医療費分につきましては、5割軽減の方で12世帯21人、2割軽減の方で8世帯14人の方が軽減が増というふうになりました。続いて支援分につきましても、対象者、5割軽減については12世帯21人、2割軽減が8世帯14人となっております。続いて介護分につきましては40歳以上が対象ということで、5割軽減につきましては1世帯2人、2割軽減につきましては6世帯9人が今回の見直しに伴いまして増加となっております。以上でございます。

○委員長（岡本眞利子） ほかに質疑はありませんか。

質疑がないようですので、議案30号に対する質疑は以上で終了いたします。説明員の方どうもありがとうございました。

説明員退席のため暫時休憩をいたします。

（暫時休憩）

○委員長（岡本眞利子） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本議案に対する各委員のご意見をお伺いいたします。

ご意見のある方は、挙手をお願いします。

（なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） 意見がないようですので、討論を省略し採決に入ってもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

異議がないようですので、討論を省略し、これより採決をいたします。

議案第30号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することに異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

ここで、各委員にお諮りいたします。

本議案の審査に対する委員会報告については、委員長、副委員長に一任をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○委員長（岡本眞利子） 異議がないということですので、そのようにさせていただきます。

議題の2、その他であります。委員の皆さまから何かございませんでしょうか。

(なしの声あり)

○委員長（岡本眞利子） ないようですので、これで本日の案件は、終了いたしました。会議を閉じます。

(閉会 11:30)